○総務省告示第百二十九号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の十六第二号（同令第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

第三十二条第五号チ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号リ中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百十号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

「三千九百四十円」を「三千九百五十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十一号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

本則の表を次のように改める。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二九
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二五
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二〇
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一五
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一一
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・〇九
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・〇七
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇五
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇三
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇一
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	〇・九七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九六
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九六
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	〇・九八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	〇・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

本則の表を次のように改める。

補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	率
昭和六十年六月三十日以前	一・四五
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三七